

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

27松地環第1-1号  
平成27年(2015年)8月14日

塚原石産興業株式会社  
代表取締役 塚原 富勝 様

長野県松本地方事務所長

平成27年6月30日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

### 1 提出のあった事業計画概要書 (産業廃棄物処理施設の新規設置)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	塚原石産興業株式会社 代表取締役 塚原 富勝 長野県岡谷市南宮一丁目7番50号	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	安曇野市豊科光2187番地	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物の中間処理施設 (破碎施設)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	1,200 t/日 (150 t/h 8時間稼働) 1次破碎機 STジョークラッシャー 1,600 t/日 (200 t/h 8時間稼働) 2次破碎機 ハルドパクト 1,200 t/日 (150 t/h 8時間稼働)	
(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 安曇野市 小瀬幅区 安曇野市 (豊科地域) 光区 (野田区の範囲に限る。) 安曇野市 桜坂区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1 (5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 安曇野市長 周辺地域内に住所又は居所を有する者 周辺地域内に事務所又は事業場を有する者 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 平成27年8月29日 (土) 午後6時30分から (開催場所) 安曇野市豊科光 1816-1 桜坂区公民館	

### 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。